

「KYC/KYBに基づいたトラストのある取引」を促進する新しい仕組み（株式会社電通国際情報サービス）

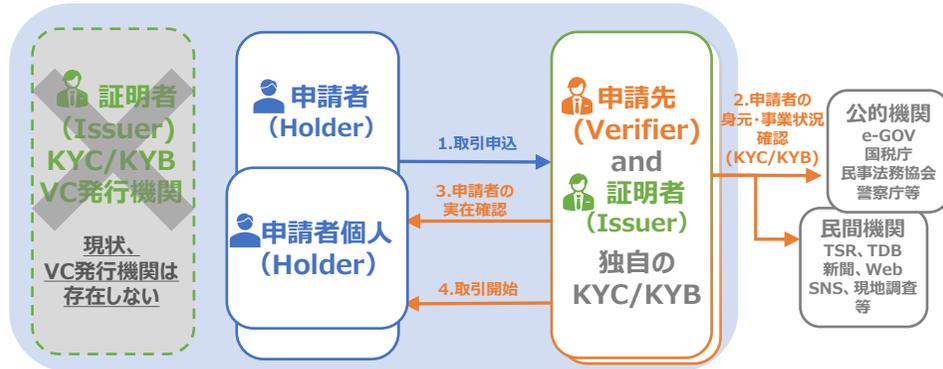
KYC/KYBの証明者が、エンティティ間をまたいだ情報のトラストを検証できる仕組みを提供することで、KYC/KYBデータの再利用が可能となり、トラストのある取引の促進や、データの再利用による取引の高速化が期待される。

現在の課題（ペインポイント）

- ① 申請者は各省庁などに法人名や主たる事業所情報などを登記し、民間調査会社からも個別調査を受けている
- ② 申請先は申請者から申込情報を受領するとともに、公的機関や民間機関などの証明者から取引に必要な情報をそれぞれ取得している。証明情報の提供機関やそれぞれの取得手順などは異なるため、手続きは煩雑で時間がかかっている
- ③ 申請先は、申請者（法人）の確認とは別に実質的支配者個人に対しても身元確認（KYC）を実施する必要がある

⇒公的機関や民間機関などからKYBに必要な情報を一元的に取得できる仕組みが必要

従来のKYC/KYB：申請先は証明者も兼ねてKYC/KYBを独自に閉じて実施しており、データは再利用されない

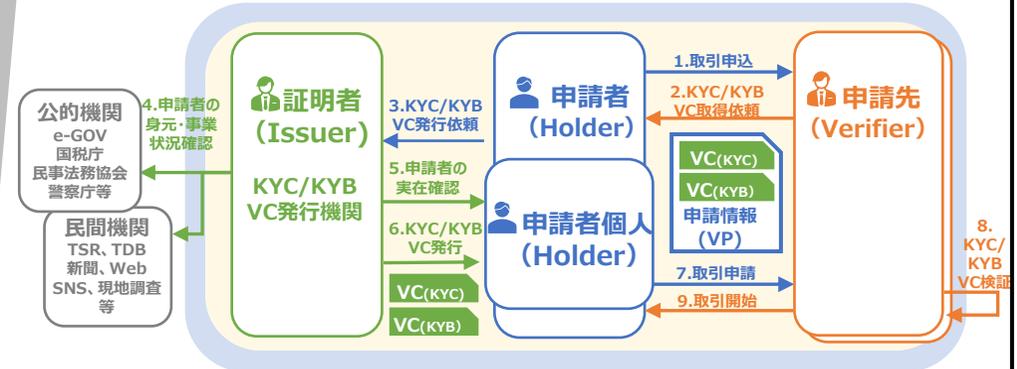


Trusted Webの実現により解決する内容

- ① 証明者は、申請者の依頼に基づいてKYC及びKYBを実施し、KYCとKYBのVCを発行する。申請者はKYC/KYBのVCをVPとして申請先に提示し、取引申込を行う。
- ② トラストのある取引を促進する可能性のあるVCを整理し、発行主体やニーズのある企業等とビジネス検討を行う
- ③ 業務プロセスにTrusted Webを適用する際の課題抽出を目的として、構築したプロトタイプシステムを活用したクローズドなPoCを実施する。

⇒KYC/KYBの確保により、Trusted Webの社会実装を現実近づけるとともに、業務プロセス適用における課題抽出を行う

目指す姿のKYC/KYB：Trusted Web技術の活用により、証明者が発行するKYC/KYBのVCに基づくトラストのある取引が促進



事業内容、社会的・経済的な価値

■ 社会・経済的な価値・影響

令和3年度の国内法人数は286万5千社となっており、毎年1～2%の伸び率で増加している。このうち、99.7%は中小企業であり、相手先企業の実在確認、実態確認などに多くの課題を抱えている。近年ではオンラインでの確認の法整備が進められ、犯罪収益移転防止法施行規則ではオンラインで完結可能な本人確認方法が認められるようになった。

- ・第6条1項3号ロ（登記情報提供サービスの登記情報を用いた方法）
- ・第6条1項3号ホ（電子認証登記所発行の電子証明書を用いた方法）

しかしながら、**申請を受け付ける金融機関等は取引を開始する申請者の担当者自身の本人確認や、取引判断に必要とする情報の取得などは金融機関等が独自の判断でそれぞれ実施していることがほとんどであり、かつ、確認媒体を抄本や謄本の原本とすることも多く、申請者は手続きの都度、これらの情報を使いまわすことが難しい状況である。**

具体的には以下のようなケースが考えられる

- ・登記簿謄本原本、印鑑証明書原本などの提出
- ・納税証明書などの提出
- ・担当者の身分証明書の提出

本事業により、申請者側の情報取得ならびに提示にかかる負担、申請先での情報確認作業の大幅な軽減が見込まれ、かつVCを用いることで受取情報も検証可能になると考えられる。

本実証事業における検証ポイント

No.	検証する課題・論点	初期仮説	論点解決に向けて検証・実施する内容
①	申請先が必要とする情報を公的機関などから取得し、申請者および申請先に対して安全に交付できるか	<ul style="list-style-type: none"> 取得については、e-GOVやGビズID、マイナポータルなどの基盤インフラを活用できる 交付についてはウォレットを活用し、安全に情報にアクセスできる環境を整備すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の基盤インフラで扱われるデータの種類、取得方法、取得したデータの信頼性の検証・調査（既存サービスが活用できるかどうかの検証）
②	トラストの起点となる証明者の検証プロセスをどのように整備すべきか	<ul style="list-style-type: none"> 認可事業者を制度化して、証明者に対して認証・モニタリングを実施するガバナンス体制を整備する必要があると理解 	<ul style="list-style-type: none"> 電子署名及び認証業務に関する法律に定められた指定調査機関等の内容をベンチマークとしてデスクトップ調査をし、ガバナンス(案)を策定 実証での業務検証や事業者ヒアリングを踏まえてガバナンス(案)を精緻化
③	利用主体が個人ではなく法人である場合、広く利用されるために証明者が取得可能とする情報をどのように整理すべきか	<ul style="list-style-type: none"> 法人と法人に所属する個人の整理が必要 法人と法人に所属する個人におけるウォレットの扱い 犯罪収益移転防止法に定められた法人取引時確認に必要となる項目情報を参考にすべき OpenID Foundationなどが整備を目指している標準化仕様にそった情報項目を取得できるようにすべき 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪収益移転防止法に定められた項目の取得が可能であるかについて確認 本実証事業において、法人に所属する個人は、法人の秘密鍵を知っている前提の元で検証する
④	広く利用されるため、かつ個人情報安全に流通するためにシステムアーキテクチャーをどうすべきか	<ul style="list-style-type: none"> 相互運用性を確保するためにOpenID Foundationで標準化されているOID4VCI, OID4VP, SIOPv2を採用。また、W3Cで標準化されているDID v1.0, VC Data Model v1.1を採用。 個人情報は申請者が管理し、必要な時だけ申請先に提示する 	<ul style="list-style-type: none"> 本実証事業で開発するプロトタイプシステムで当事者間のみでデータ連携されていることを確認

実装するシステムアーキテクチャ・アプリ概要

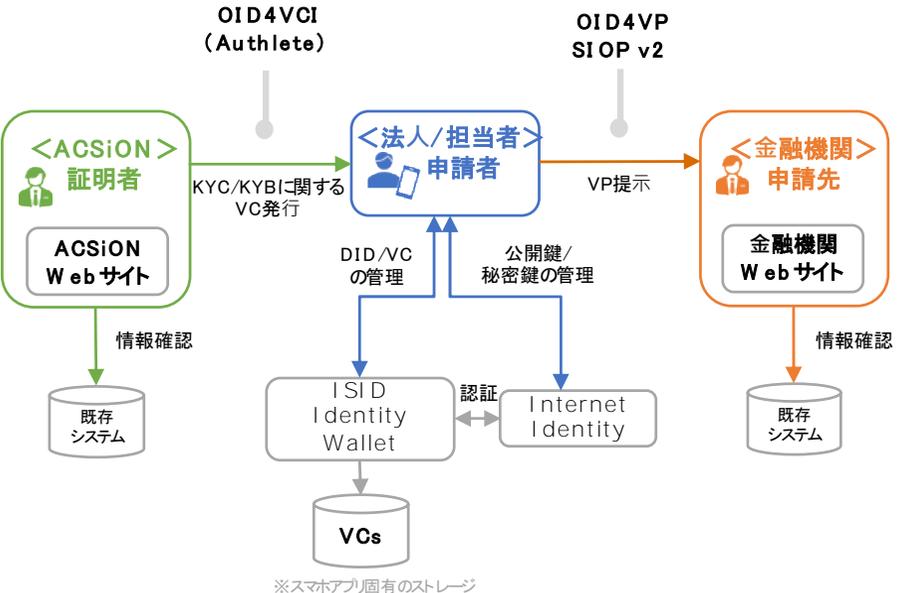
■ プロトタイプシステムを構成する技術と担当

本実証のプロトタイプシステムは昨年度と同じ方針のもと、DID/VCに関してはJWT(JWS)を採用して開発する。
 VCの発行はアプリケーションに対するアクセス件の付与と考え、OpenID ファウンデーションで検討されている下記の仕様で構成する。

- OpenID for Verifiable Credential Issuance (OID4VCI)
- OpenID for Verifiable Presentations (OID4VP)
- Self-Issued OpenID Provider v2 (SIOP v2)

■ システムアーキテクチャ

証明者が申請者（法人/担当者）に対してKYC/KYBに関するVCを発行し、申請者が申請先にVPとして提示するシステムを構築する。申請者と証明者のやり取りには前述のOID4VCIを使用し、申請者と申請先のやり取りにはOID4VPとSIOP v2を使用する。申請者はISID Identity WalletでDIDとVCの管理を行う。公開鍵/秘密鍵の管理にはInternet Identity（ブロックチェーン「Internet Computer Protocol」で開発されている生体認証システム）を用いる。



本実証におけるプロトタイプシステムのシステムアーキテクチャ

アプリ(システム)	機能	概要
ACSiON Webサイト	KYC VCの発行	申請者（担当者）を証明するVCを発行する機能。
	申請者（担当者）の在籍確認VCの発行	申請者（担当者）が企業に在籍していることを証明するVCを発行する機能。
	KYB VCの発行	KYBが確認できたことを証明するVCを発行する機能。
Internet Identity	個人の公開鍵・秘密鍵の管理	申請者（担当者）の公開鍵・秘密鍵を作成し管理する機能。
	企業の公開鍵・秘密鍵の管理	企業の公開鍵・秘密鍵を作成し管理する機能。
ISID Identity Wallet	個人のDIDの管理	申請者（担当者）のDIDを作成し、管理する機能。
	企業のDIDの管理	企業のDIDを管理する機能。
	VCの取得	発行されたVCを取得する機能。
	VCの保存	取得したVCを管理する機能。
	VPの提出	取得したKYC VC、在籍確認VC、KYB VCをVPにまとめて金融機関に提出する機能。
金融機関 Webサイト	口座の開設	申請者（担当者）から提出されたVPを検証し口座を開設する機能。
	口座VCの発行	口座を証明するVCを発行する機能。

本実証におけるプロトタイプシステムの機能一覧

実施体制

